

野々市市スポーツ推進計画

令和4年9月

野々市市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1.1 はじめに ～背景・目的～.....	1
1.2 本計画の位置づけ.....	2
1.2.1 野々市市第二次総合計画.....	3
1.2.2 野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）.....	3
1.2.3 野々市市体育施設整備実施計画.....	3
1.2.4 スポーツ基本法.....	3
1.2.5 第3期スポーツ基本計画.....	3
1.2.6 石川県スポーツ推進計画 2021.....	3
1.3 SDG s との関係.....	4
1.4 計画期間.....	4
1.5 スポーツの定義.....	4
第2章 本市におけるスポーツ活動の現状と課題	5
2.1 市内体育施設の利用者数.....	5
2.2 体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブの会員数.....	6
2.3 課題.....	7
第3章 本計画の基本的な考え方	8
3.1 基本理念.....	8
3.2 基本目標.....	8
3.3 基本方針.....	8
第4章 本計画における取り組み	10
4.1 生涯スポーツの普及と振興.....	11
4.1.1 生涯スポーツの推進.....	11
4.1.2 高齢者のスポーツ活動促進.....	12
4.1.3 女性のスポーツ参加の促進.....	12
4.1.4 障害者スポーツの推進.....	13
4.1.5 市民の自主的なスポーツ活動の参加促進.....	13
4.1.6 スポーツに関わりを持つ市民の増加.....	14
4.2 スポーツ団体の育成.....	15
4.2.1 指導者の育成と指導力の向上.....	15
4.2.2 選手の発掘や競技力の向上.....	15
4.2.3 スポーツ協会の設立支援及び自主運営.....	16
4.3 スポーツ施設の利用促進と整備.....	17
4.3.1 市民に開かれた施設活用.....	17
4.3.2 スポーツ施設・学校体育施設の計画的な運用.....	17
4.3.3 スポーツ施設の計画的な整備.....	18
第5章 本計画の推進体制と評価・検証	19
5.1 推進体制.....	19
5.2 評価・検証.....	19
参考資料.....	20

第1章 計画の策定にあたって

1.1 はじめに ～背景・目的～

平成23（2011）年に国が制定した「スポーツ基本法」では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツは青少年の健全育成や地域社会の再生、長寿社会の実現、心身の健康の保持増進など、多面にわたる役割を担うとされています。また、同法第10条では、地方公共団体はその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）を定めるよう努めるものとされています。

また、スポーツ基本法の理念を実現するため、それまで各省庁にまたがっていたスポーツ施策を総合的に推進するための司令塔として、スポーツ庁が創設され、平成29（2017）年には「第2期スポーツ基本計画」を策定し、国のスポーツ政策の具体的な方向性を示しました。

さらには、国は令和4（2022）年に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、一人一人がスポーツの価値を享受できる社会の構築に向けた具体的な施策を示しました。

一方、本市では、これまで野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）のスポーツに関する部分を本市のスポーツ推進計画と位置づけ、スポーツ推進施策を展開してきました。

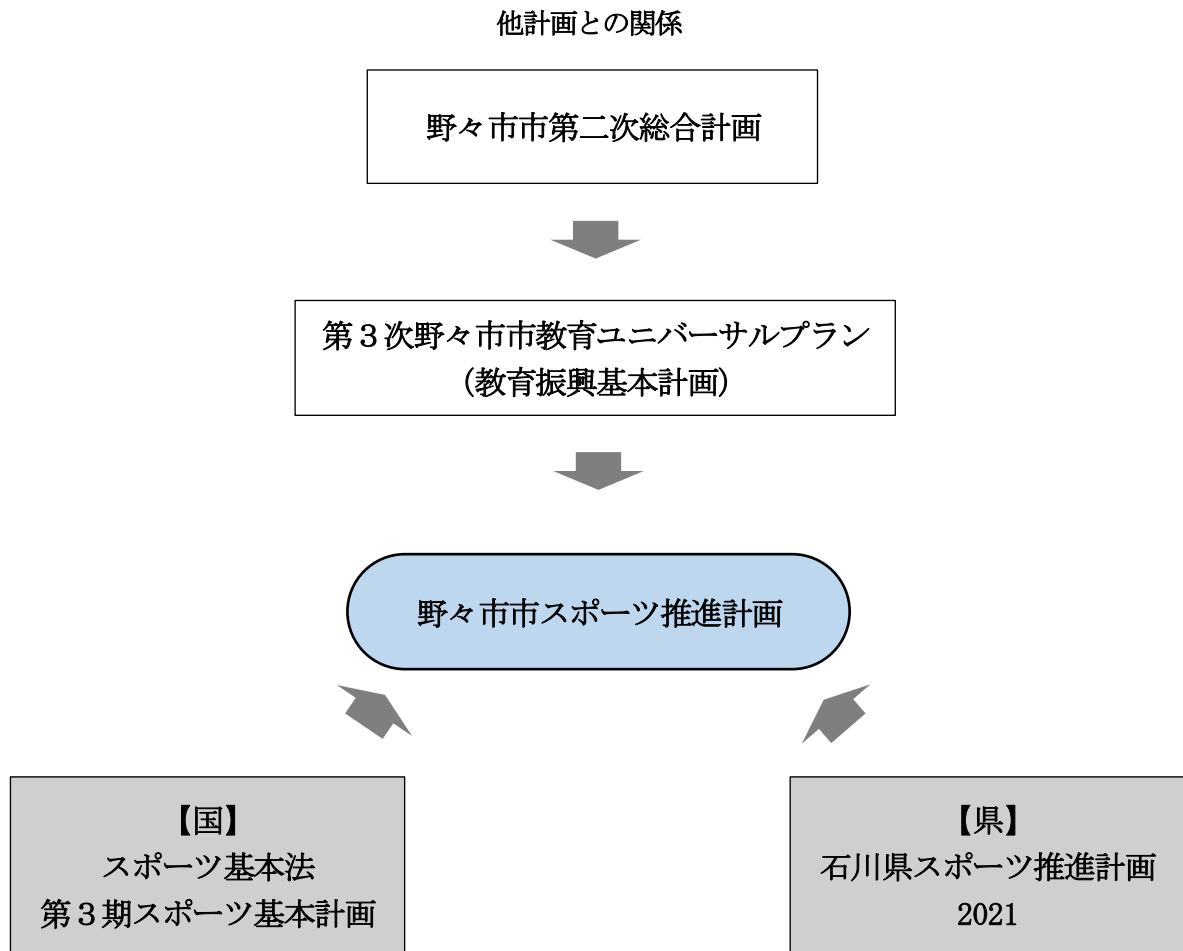
また、令和3（2021）年度に策定した「野々市市体育施設整備実施計画」において、既存の市内体育施設の今後の方向性や野々市中央公園の拡張区域に新設する体育施設について、具体的に検討しました。

今後、既存の体育施設や新設する体育施設を最大限に有効活用することで、これまでのスポーツ経験の有無に関わらず、すべての市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組むことができる環境を構築し、本市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に実施するため、具体的な実行計画として「野々市市スポーツ推進計画」を策定します。

1.2 本計画の位置づけ

本計画は野々市市第二次総合計画及び第3次野々市市教育ユニバーサルプランに掲げる目標を実現するための具体的な取り組み等を定めた個別計画とします。

また、本計画はスポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画とし、国の「第3期スポーツ基本計画」及び「石川県スポーツ推進計画 2021」を参酌します。



1.2.1 野々市市第二次総合計画

令和4（2022）年3月に策定の第二次総合計画では、年齢、性別、障害の有無などに関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しみ、生涯にわたり健康的な体づくりができる機会の充実をめざしています。

また、スポーツイベントやスポーツ団体活動への参加、プロスポーツ選手との交流などを通じ、幅広い世代の市民が人と人とのつながりを育むことのできるまちをめざしています。

1.2.2 第3次野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）

令和4（2022）年3月に策定の教育ユニバーサルプランでは、市民の年齢に合ったスポーツ活動や高齢者のスポーツ活動、スポーツ団体と連携した市民の自主的なスポーツ活動への参加を促進することで、生涯スポーツの普及と振興を図ることとしています。

また、選手の競技力向上に向けた取り組み、指導者の研修会、競技団体が主体となるスポーツイベントなどを推進し、スポーツ団体の育成に取り組むとともに、市民に開かれた施設活用とスポーツ施設の計画的な整備を推進し、スポーツ人口の増加やスポーツ需要の多様化に対応することとしています。

1.2.3 野々市市体育施設整備実施計画

令和4（2022）年3月に策定の野々市市体育施設整備実施計画では、市内14の既存体育施設の今後の方向性を定めるとともに、野々市中央公園拡張区域に新設する体育施設について具体的な検討をしています。野々市中央公園に隣接する区域で進行中の「野々市市西部中央土地区画整理事業」と一体となった活用を図るため、新設する体育施設については、同事業のテーマである「健康・交流・防災」を整備コンセプトとし、屋内アリーナ、陸上競技場、サッカー場などを整備することとしています。

1.2.4 スポーツ基本法

平成23（2011）年6月に公布のスポーツ基本法では、スポーツに関する基本理念や施策の基本となる事項を定めています。すべての国民が生涯にわたって、自身の適性や健康状態に応じたスポーツ活動を実施できるようにすることで、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成を促し、さらにはスポーツによる人と人、地域と地域の交流を促進し、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

1.2.5 第3期スポーツ基本計画

令和4（2022）年3月に策定の第3期スポーツ基本計画は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツ施策の推進を図るための指針であり、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」ことをめざし、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策を定めています。

1.2.6 石川県スポーツ推進計画2021

令和3（2021）年3月に策定の石川県スポーツ推進計画2021は、「生涯にわたるスポーツ活動の振興」として、子どもや女性、障害者もスポーツに親しみやすい環境を整備するとともに、スポーツに関わる多様な人材の育成につながる取り組みを定めています。

また、「競技スポーツの振興」として、選手の育成や強化に加え、指導者の養成、競技大会の誘致などに取り組むこととしています。

1.3 SDGsとの関係

本計画は、平成27(2015)年9月の国連総会において全会一致で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)で示す17の目標(ゴール)のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の3つの目標に資するものです。

また、本計画における取り組みの推進を通じて、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念の実現をめざします。

1.4 計画期間

本計画の期間は策定の日(令和4(2022)年度)から令和13(2031)年度までの10年間とします。

なお、新たに発生した課題や社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。

1.5 スポーツの定義

本計画においては、スポーツを幅広く捉え、競技スポーツだけでなく、散歩やジョギング、レクリエーション、子どもの遊びなど、レベルや内容に関わらず、体を動かすすべての運動を含むものとします。

また、自らが体を動かして行う「する」スポーツ、他者の競技を観戦する「みる」スポーツ、監督・コーチなどの指導者、スポーツ大会の審判やスタッフ、プロスポーツのサポーターとして参加する「ささえる」スポーツなどもスポーツ活動の一つと捉えます。

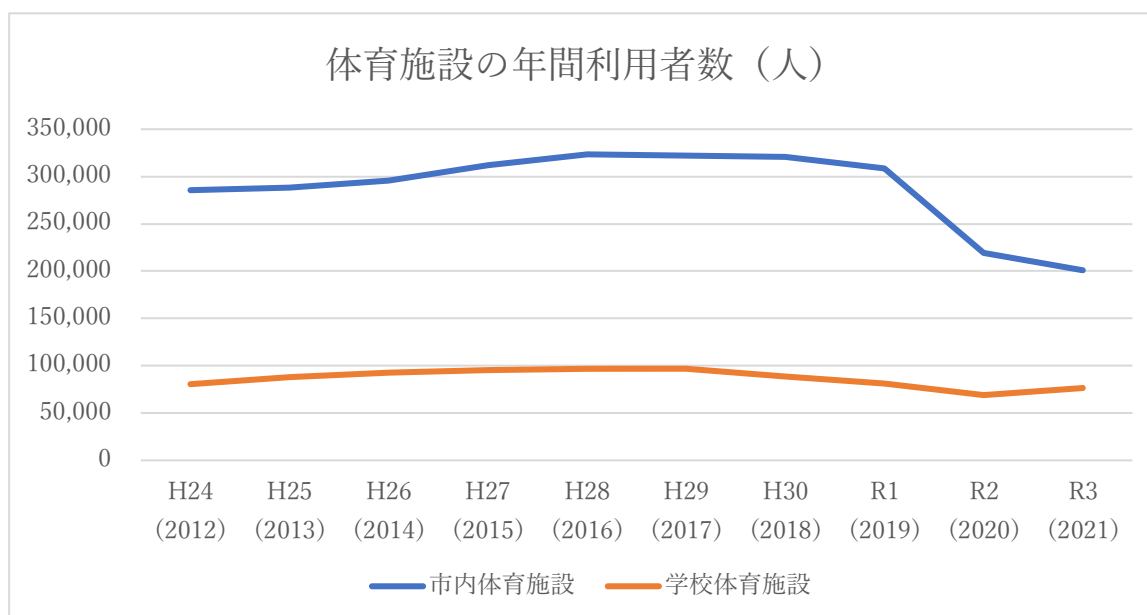
第2章 本市におけるスポーツ活動の現状と課題

2.1 市内体育施設の利用者数

本市には14の体育施設（雨天練習場含む）、一般市民にも開放された7つの小中学校の体育施設（運動場・体育館）が立地しています。

市内体育施設の利用者数については、平成30（2018）年度までは増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和2（2020）年度からは大きく減少しています。

施設名	利用者数（人）									
	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
市民体育館	68,734	75,649	80,180	83,884	89,061	86,939	88,704	80,773	62,702	50,809
市民野球場 (雨天練習場含)	14,658	14,815	13,095	12,978	13,600	13,634	13,548	13,636	7,326	8,713
相撲場	341	357	281	473	573	463	475	463	0	0
野々市中央公園運動広場	14,769	12,622	13,152	12,744	14,320	13,138	9,314	11,420	6,885	5,973
野々市中央公園 テニスコート	2,124	2,053	3,048	3,681	3,700	3,636	3,304	3,466	2,523	1,693
スポーツセンター	66,929	73,962	67,380	73,038	72,629	76,638	75,205	72,720	59,344	55,262
武道館	17,021	8,855	15,843	18,542	17,899	18,083	17,215	14,413	11,096	10,909
弓道場	6,080	5,895	7,139	6,279	5,719	5,716	6,095	3,806	2,796	5,312
スポーツランド (プール)	52,372	53,444	51,783	57,103	59,705	62,290	64,054	62,919	39,385	33,313
スポーツランド (さわやかホール)	14,930	16,540	17,045	14,576	18,036	16,703	15,762	14,444	5,590	8,349
スポーツランド (テニスコート)	14,102	14,261	16,417	17,418	17,323	15,503	14,118	18,332	16,014	14,846
押野中央公園運動広場	7,023	5,289	5,748	6,315	5,370	4,304	8,101	6,278	2,650	2,643
健康広場	6,347	4,687	4,747	4,992	5,462	5,172	4,507	5,690	2,798	2,392
延人数	285,430	288,429	295,858	312,023	323,397	322,219	320,402	308,360	219,109	200,214
野々市小学校	16,602	21,097	23,678	21,638	21,909	24,054	20,063	19,093	17,757	22,338
御園小学校	16,315	14,517	17,092	16,677	17,883	18,227	18,800	18,224	14,938	12,195
菅原小学校	13,262	13,996	16,332	15,186	16,147	16,346	15,786	11,923	10,675	11,997
富陽小学校	14,046	18,254	17,568	20,034	19,456	20,175	14,324	13,025	9,692	11,783
館野小学校	12,662	12,571	13,466	15,816	15,668	12,392	14,145	14,681	13,305	16,127
野々市中学校	4,549	4,732	1,958	3,535	3,064	2,598	2,958	2,486	1,613	1,456
布水中学校	2,898	2,549	2,908	2,467	2,474	3,011	2,462	1,980	967	664
延人数	80,334	87,716	93,002	95,353	96,601	96,803	88,538	81,412	68,947	76,650



2.2 体育協会・スポーツ少年団・スポーツクラブの会員数

本市には野々市市体育協会（32 団体）、野々市市スポーツ少年団（17 団体）、野々市市スポーツクラブ※¹（36 団体）が存在しています。それぞれの会員数について平成 24（2012）年度と令和 3（2021）年度を比較すると、スポーツ少年団で会員数が増加していますが、体育協会とスポーツクラブにおいては会員数が減少しており、特に、成人の会員が多数を占める体育協会、スポーツクラブにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和元（2019）年度をピークに会員数の減少が顕著になっています。

スポーツ少年団の団員数が増えている要因としては、本市では現在も中学生以下の子どもの人口が増加傾向にあること、体育協会とスポーツクラブの会員数が減少している要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大によるスポーツ離れや、高齢者の増加によるスポーツ団体加入者の減少が考えられます。

※¹ 市教育委員会の認定を受けたスポーツ団体

各団体の会員数・指導者数

団体名	人数									
	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
体育協会	1,186	1,222	1,232	1,252	1,261	1,273	1,271	1,302	1,262	1,161
スポーツ少年団 (団員)	537	504	576	614	592	567	573	546	539	589
スポーツ少年団 (指導者)	114	120	136	147	156	177	176	173	164	152
スポーツクラブ	1,031	981	937	906	912	886	930	966	916	866
合計	2,868	2,827	2,881	2,919	2,921	2,903	2,950	2,987	2,881	2,768

市内年齢別人口の推移

単位：人

	H24 (2012)	H29 (2017)	R2 (2020)
0～14 歳	8,020	8,471	8,441
15～64 歳	33,490	33,723	34,485
65 歳以上	8,052	9,940	10,602
合計	49,562	52,134	53,528

※野々市市統計書の数値による

2.3 課題

市内体育施設の利用者数については、令和元（2019）年度まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2（2020）年度・令和3（2021）年度の利用者数は大きく減少しています。

このため、新型コロナウイルス感染症への対策を取りながら、市民がこれまでどおり体を動かすことができるよう、スポーツ活動を推進する必要があります。

また、本市の人口については、子どもの人口が増加傾向にありますが、高齢化が進んでいる状況でもあり、子どもの増加と高齢化の進行は、それぞれスポーツ少年団の会員数増加と体育協会、スポーツクラブの会員数減少につながっていると想定されます。

このため、子どものスポーツ需要の高まりに対応するとともに、高齢者もスポーツに取り組みやすい環境を作り、若年層から高齢者まで、性別や障害の有無に関係なく、市民の誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組むことのできる環境を推進する必要があります。

第3章 本計画の基本的な考え方

スポーツ基本法におけるスポーツの意義や目的等を踏まえ、本市のスポーツ推進に関する基本的な考え方や、本計画に基づく施策及び評価の在り方を次のとおり定めます。

3.1 基本理念

「スポーツでもっと楽しく みんなの笑顔が輝くまち ののいち」

スポーツは、人生をより豊かに、充実させるものであり、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、すべての人が自発的にスポーツ活動に参加する権利を持っています。

また、スポーツ活動は個人の心身の健康の保持や増進をもたらすとともに、スポーツ活動を通じて感じる楽しさや喜びは、個人だけでなく、地域社会へ活力を与えるものでもあります。

本市では、スポーツ活動の推進により市民の心身の健康増進を図るとともに、スポーツを通じて笑顔が輝く活力ある地域づくりを基本理念とします。

3.2 基本目標

基本理念を実現するためには、すべての市民がスポーツに取り組むことのできる環境を整える必要があります。若年層から高齢者まで、年齢、性別、障害の有無に関わらず、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組むことのできる環境を構築し、「誰もが気軽にスポーツに親しみ、充実したスポーツ活動ができるまち」をめざします。

3.3 基本方針

基本目標、そして基本理念の達成につながる3つの基本的施策を次のとおり定め、基本方針として位置づけます。

「1. 生涯スポーツの普及と振興」

生涯スポーツを推進するため、年齢や性別、障害の有無に関係なく、市民の誰もが気軽に参加でき、スポーツを楽しめる機会を提供します。

ウォーキングやジョギング、レクリエーション等の軽スポーツに関する事業を展開し、市民がスポーツに取り組むきっかけを作ります。

また、ニュースポーツ^{※2}の研究や体験会、大会といった事業を継続的に行い、多くの市民にニュースポーツを体験してもらうことで関心を高め、スポーツに関わる市民の拡大を図ります。

さらに、様々な団体と連携し、スポーツ教室や講習会を開催することで、市民が運動に取り組みやすい環境を整備します。

※² ペタンクやグラウンドゴルフなど、誰でも参加できることを目的として新しく考案されたスポーツの総称。

「2. スポーツ団体の育成」

スポーツを取り巻く環境は日々変化しており、現在では様々なスポーツが存在することから、市民が多様なスポーツ活動を行うために、スポーツ団体等と連携・協力した指導者の育成に努めます。

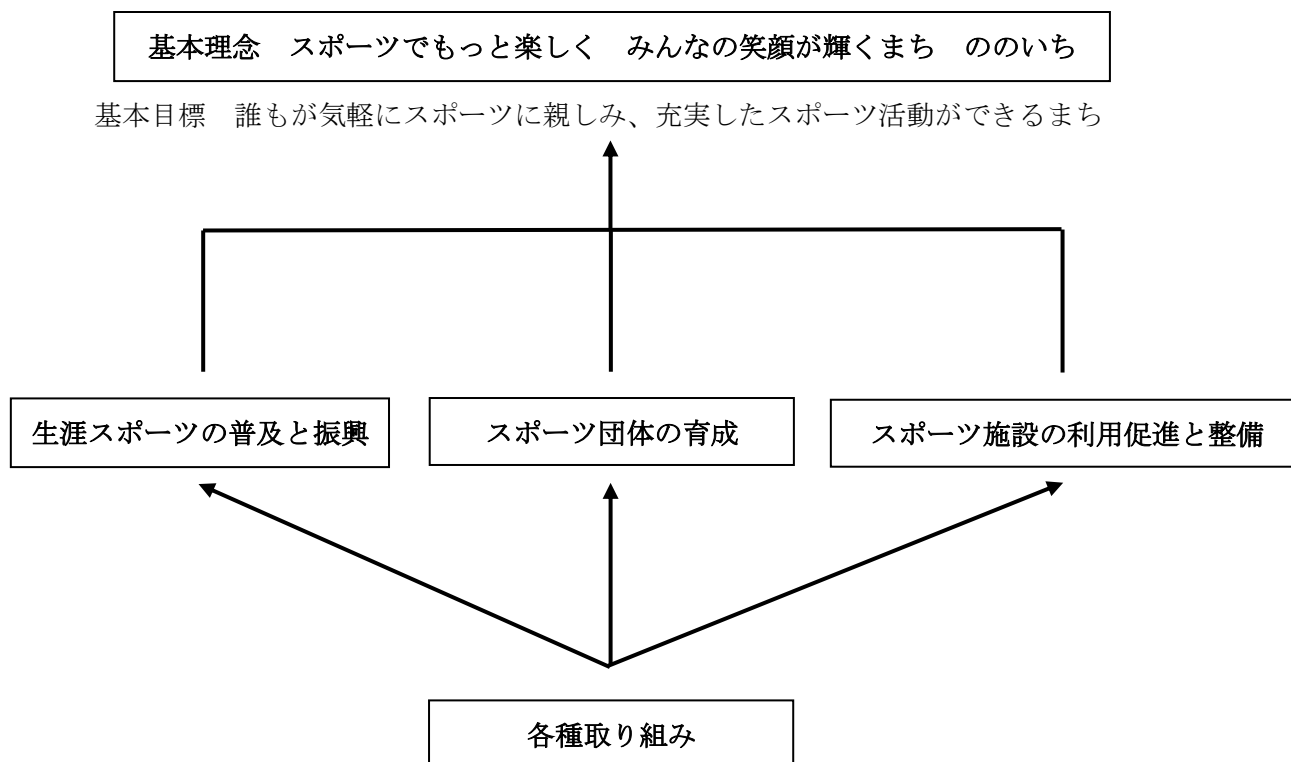
また、市民がスポーツ団体に加入することは、定期的にスポーツ活動を行う市民の増加、ひいては本市のスポーツ活動のさらなる推進につながるため、本市のスポーツ活動推進の中心的な役割を担う存在として、野々市市スポーツ協会の設立を支援します。

さらに、大学やプロスポーツチームとの連携による競技力の強化を図ります。

「3. スポーツ施設の利用促進と整備」

市民がいつでも・どこでもスポーツに親しめるよう、スポーツ活動の拠点となる施設の環境整備・充実を図り、市スポーツ施設の利用を促進します。

本市におけるスポーツ推進のイメージ



第4章 本計画における取り組み

第3章で示した3つの基本的施策を達成するため、それぞれの施策における主な取り組みと具体的な取り組みのテーマを定め、本市のスポーツ活動を推進します。

また、適切にスポーツ施策を推進するための評価基準として、それぞれの基本的施策に対応した成果指標を定めます。

基本的施策	主な取り組み	成果指標
1. 生涯スポーツの普及と振興	(1) 生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市スポーツ教室※³開催数 ・市スポーツクラブ※⁴登録数
	(2) 高齢者のスポーツ活動促進	
	(3) 女性のスポーツ参加の促進	
	(4) 障害者スポーツの推進	
	(5) 市民の自主的なスポーツ活動の参加促進	
	(6) スポーツに関わりを持つ市民の増加	
2. スポーツ団体の育成	(1) 指導者の育成と指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者・市民講習会参加者数 ・県民スポーツ大会参加競技数
	(2) 選手の発掘や競技力の向上	
	(3) スポーツ協会の設立支援及び自主運営	
3. スポーツ施設の利用促進と整備	(1) 市民に開かれた施設活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市スポーツ施設利用者数
	(2) スポーツ施設・学校体育施設の計画的な運用	
	(3) スポーツ施設の計画的な整備	

※³ 市が開催または委託するスポーツ教室

※⁴ 市教育委員会の認定を受けたスポーツ団体

4.1 生涯スポーツの普及と振興

4.1.1 生涯スポーツの推進

市民の誰もが気軽に参加できるよう、スポーツ推進委員協議会等の各種スポーツ団体と連携しつつ、ウォーキングやジョギングといった軽スポーツの事業やニュースポーツの体験会、大会を開催し、生涯スポーツを推進します。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
スポーツに取り組むきっかけ作り 事業の企画、実施	ウォーキングやジョギングを健康増進のための軽スポーツとして推奨し、市民がスポーツに取り組むきっかけとなるウォーキング教室等の事業を展開することで、健康スポーツを推進します。
いしかわスポーツマイレージアプリ ^{※5} 等を活用し、市民がウォーキングなどの軽運動に取り組みやすい環境の創出	市民がスポーツに取り組むきっかけを作るため、スポーツ活動を数値化して見ることができるアプリ等を活用し、ウォーキングなどの軽運動に取り組みやすい環境を創出します。
ニュースポーツの研究と事業の企画、実施	誰もが楽しめるニュースポーツを研究し、市民に普及させるための事業を企画、実施します。
市民がニュースポーツに興味や魅力を感じる情報発信	多くの市民にニュースポーツに取り組んでもらうため、広報野々市や市ホームページ、SNSなどを通じて広く情報を発信するとともに、発信内容についても、市民に関心を持ってもらえるような内容に努めます。

※⁵ スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3つの活動においてポイント化し、誰でも気軽にスポーツに参加できるきっかけをつくる石川県の公式アプリ。

4.1.2 高齢者のスポーツ活動促進

生涯にわたって元気な生活を送るため、高齢者が気軽に参加でき、健康の増進や仲間同士の交流を図れるスポーツ活動に取り組みます。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
高齢者向け市スポーツクラブの設立促進や活動支援	高齢者のスポーツ活動の支援のため、高齢者向けの市スポーツクラブの設立促進や、既存の市スポーツクラブの活動を支援する取り組みを実施します。
高齢者に向けたスポーツ活動場所の提供や講師の派遣	より多くの高齢者がスポーツに取り組めるよう、高齢者が気軽にスポーツ活動を実施できる場所の提供や、高齢者向け市スポーツクラブに対する講師の派遣等を行います。
高齢者向けスポーツ大会の参加者増加に向けた車両借上げの補助	高齢者向けの交歓大会「石川県健康クラブ交歓大会」等の参加者増加に向け、参加者の会場までの移動を支援します。
大学や市老人クラブ等と連携し、運動能力の低下を防ぐ講習会等の開催	高齢者の運動能力の低下を防ぐため、大学等と連携した高齢者向けの講習会等を開催します。

4.1.3 女性のスポーツ参加の促進

男性に比べて、女性のスポーツ実施率が全国的に低い傾向にあることから、女性もスポーツに参加しやすい環境を整備し、女性の社会参加・活躍を促進します。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
女性が参加しやすいスポーツ環境の整備	女性がスポーツを実施する意欲の向上を図るため、女性にとってスポーツがしやすい環境の整備を行います。
女性の指導者の養成	女性が気軽に市スポーツ教室や市スポーツクラブに参加できるよう、女性指導者の養成に取り組みます。
スポーツ団体等と連携した女性向け市スポーツ教室の開催	女性がスポーツに取り組むきっかけとなるよう、スポーツ団体等と連携し、エアロビック等の女性向けの市スポーツ教室を開催します。
女性を対象とした市スポーツクラブの新規登録の促進	女性がスポーツに取り組み、仲間同士の交流を図れるよう、女性を対象とした市スポーツクラブの新規登録を促します。

4.1.4 障害者スポーツの推進

誰もが同じように楽しめるスポーツの特徴を生かし、障害のある人もない人も共にスポーツを楽しめる環境を作ることで、互いに支えあうことができる共生社会を推進します。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
障害者スポーツを行う裾野の拡大	市民の障害者スポーツへの理解を深め、障害のある人はもちろん、障害のない人も障害者スポーツに興味を持ち、取り組めるような環境を整備することで、障害者スポーツを行う裾野の拡大を図ります。
障害者スポーツを支える環境整備	より多くの障害者スポーツが行えるよう、市スポーツ施設の整備や障害者スポーツ指導者の養成に取り組み、障害者スポーツを支える環境を整備します。

4.1.5 市民の自主的なスポーツ活動の参加促進

市民の自主的なスポーツ活動の場となる市スポーツクラブの活動を推進することで、誰もが身近で気軽にスポーツを楽しむことができる環境をつくり、地域の発展と活性化をめざします。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
市スポーツ教室の充実	若年層から高齢者まで、市民が様々なスポーツに触れる機会を創出するため、各種スポーツ教室の充実を図ります。 また、市スポーツ教室でスポーツを体験した市民が、よりレベルの高い競技スポーツに挑戦する意欲を持てるように努めます。
市スポーツクラブの新規登録の促進	広報野々市や市ホームページを活用し、市スポーツクラブの新規登録を促進することで、スポーツ人口の増加を図ります。
情報紙「スポーツガイドののいち」の設置	市内で活動するスポーツ団体や市スポーツ施設の情報を掲載した「スポーツガイドののいち」を市内公共施設に設置することで、市民がスポーツに取り組みきっかけを作ります。

4.1.6 スポーツに関わりを持つ市民の増加

スポーツ活動に伴う市民の要求に応えるスポーツ施設の整備を行い、市スポーツ施設情報のネットワーク化と利用システムを構築することにより、市民が気軽にスポーツを実施できる環境の整備をめざします。

また、学校部活動の地域移行について検討します。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
総合型地域スポーツクラブ※ ⁶ の育成	年齢を問わず、市民がそれぞれのレベルに応じて様々なスポーツに取り組むことができる総合型地域スポーツクラブはスポーツ活動の推進に大きく貢献するものであるため、本市における総合型地域スポーツクラブの設立を支援します。
インターネットを活用したスポーツ活動促進	市民の誰もがスポーツに関する情報を簡単に得られるよう、スポーツ施設やイベントの情報を市ホームページ等で公開します。 また、市スポーツ施設の利用予約についても、インターネットを通じて予約ができるようにするなど、改善を検討します。
市民がスポーツ事業に参加しやすい環境の構築	より多くの市民にスポーツ大会やイベントに参加してもらえるよう、市のスポーツ事業に関する情報を広報野々市や市ホームページ、SNSなどを通じて広く情報を発信するとともに、発信内容についても、市民に関心を持ってもらえるような内容に努めます。
市民にレベルの高いスポーツを観る機会の提供	市民にスポーツへの関心を持ってもらうため、プロスポーツチーム等と連携し、プロスポーツの試合をはじめとした、市民がレベルの高いスポーツを観る機会を提供し、「みる」スポーツを推進します。
学校の運動部活動の地域移行の検討	学校部活動の地域移行に伴い、地域住民が指導者となって子どもたちのスポーツ活動を支える必要があるため、この方法や在り方について検討します。

※⁶ 地域住民が主体となって運営し、様々なスポーツのクラブ活動や教室の開催などを行うもの。

【成果指標】

成果指標	単位	現状値	目標値 (R13)
市スポーツ教室開催数	回/年	31 (R3)	50
市スポーツクラブ登録数	団体	36 (R3)	45

4.2 スポーツ団体の育成

4.2.1 指導者の育成と指導力の向上

スポーツ関係団体等と連携・協力を図り、子どもを指導するスポーツ指導者への研修プログラムを支援します。また、指導者育成を推進するとともに指導者の資質向上を図る仕組みづくりに取り組みます。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
市内のスポーツ指導者や子どもの保護者に向けた研修会等の開催	正しくスポーツを指導し、子どもと関わりを持てるよう、プロスポーツチームや企業、大学等と連携し、スポーツ指導に携わる指導者やスポーツに取り組む子どもを持つ保護者に向けた研修会等を開催します。
市民に向けた研修会の開催	市民にもスポーツに関する様々な知識を得てもらうため、市民を対象にした研修会を開催します。

4.2.2 選手の発掘や競技力の向上

各種スポーツ団体との連携・協力を図るなかで競技大会の充実、スポーツ環境の整備を行い、選手の発掘及び競技力の向上を図ります。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
競技力強化に向けた多方面との連携	スポーツ競技力の強化のため、プロスポーツチームや企業、大学等、多方面の団体と連携し、選手の発掘や競技力向上に向けた取り組みを推進します。
運動能力が伸びる時期の子どもたちの運動能力の育成	神経系が発達し、運動能力が伸びる時期といわれる「プレゴールデンエイジ（5歳～8歳）」、「ゴールデンエイジ（9歳～12歳）」の子どもたちが適切な運動を実施できる環境を整備し、子どもの運動能力の発達を促します。
石川県民スポーツ大会への選手派遣、競技力強化に向けた財政的支援・活動場所の提供	本市全体のスポーツ力の向上のため、石川県民スポーツ大会への選手派遣や競技力強化に向けた支援を行います。

4.2.3 スポーツ協会の設立支援及び自主運営

市スポーツ協会の設立を支援し、自主的な運営を促すことで、市民のスポーツへの参加機会の拡充を図ります。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
市スポーツ協会の設立	本市のスポーツ活動の推進における中心的な存在として、市スポーツ協会の設立を支援します。
競技団体が主体となる事業の実施	市スポーツ協会の自主的な運営を促すため、各競技団体が主体となって行う事業の実施を支援します。
競技団体への専任事務員の配置	市スポーツ協会のスムーズな運営を実現するため、協会専任の事務員を配置します。
学校の運動部活動の地域移行について、市スポーツ協会から指導者等の派遣を検討	学校の運動部活動の地域移行に対応するため、市スポーツ協会からの指導者の派遣等を検討します。

【成果指標】

成果指標	単位	現状値	目標値 (R13)
指導者・市民向け講習会参加者数	人/年	15 (R2)	50
県民スポーツ大会への参加競技数	個/年	39 (R1)	46

4.3 スポーツ施設の利用促進と整備

4.3.1 市民に開かれた施設活用

市民の誰もが利用しやすい環境づくり、利用方法の簡便化を進めるとともに、スポーツを身近に取り組める環境づくりを進めます。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
市スポーツ施設の計画的な運用	限られた施設を最大限に有効活用するため、市内スポーツ施設の計画的な運用を図ります。
スポーツコミッションの検討	スポーツの効果を最大限に発揮するため、スポーツコミッション ^{※7} の検討を行います。
石川中央都市圏における施設の相互利用	近隣の4市2町(かほく市、金沢市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町)で構成される石川中央都市圏における施設の相互利用について、協議を進めます。

※⁷ スポーツ大会や合宿等、スポーツを通じた交流促進による地域の活性化や市外からの誘客をめざし、地方公共団体や企業、各種団体等が連携・協働する組織。

4.3.2 スポーツ施設・学校体育施設の計画的な運用

市スポーツ施設や学校体育施設を今後も市内スポーツ団体に開放するとともに、利用条件の見直しなど利便性の向上を図ります。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
市スポーツ施設、学校体育施設の計画的な運用	限られた施設を有効活用するため、市スポーツ施設や学校体育施設の計画的な運用を図ります。
学校体育施設開放運営委員会の開催	安全・安心に学校体育施設を利用するため、学校体育施設開放運営委員会を開催し、学校体育施設の利用に関する取り決めを行います。
学校体育施設開放指導員打ち合わせ会の開催	安全・安心に学校体育施設を利用するため、学校体育施設開放指導員打ち合わせ会を開催し、学校体育施設利用の際のルールの確認等を行います。

4.3.3 スポーツ施設の計画的な整備

野々市市体育施設整備実施計画及び野々市市公共施設個別施設計画に基づき、計画的に市スポーツ施設の整備及び改修を実施します。

また、整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが利用しやすい施設環境づくりに努めます。

[具体的な取り組み]

テーマ	内容
既存計画に基づいた市スポーツ施設の整備・改修の実施	野々市市体育施設整備実施計画及び野々市市公共施設個別施設計画に基づき、新たなスポーツ施設の整備や既存スポーツ施設の整備・改修を実施します。

【成果指標】

成果指標	単位	現状値	目標値 (R13)
市スポーツ施設利用者数	人／年	277,531 (R3)	420,000

第5章 本計画の推進体制と評価・検証

5.1 推進体制

基本理念「スポーツでもっと楽しく みんなの笑顔が輝くまち ののいち」、これに基づく基本目標や基本方針の達成に向けて、本計画が効果的に実施されるよう、次のとおり進行管理等を行います。

協働による事業推進

本市では総合計画等において、市民協働のまちづくりを掲げており、市民が主体的にスポーツを楽しみ、また、地域での交流を図ることができるよう、市、市民、スポーツ団体、事業者などが連携・協働し、一体となって効果的に計画を推進します。

5.2 評価・検証

本計画に沿った総合的・計画的かつ効果的な事業を実施し、着実に本計画を推進するため、市民や学識経験者で構成される「野々市市スポーツ推進審議会」において、本計画の取り組みに関する進捗状況の評価等を行います。

参考資料

【野々市市スポーツ推進審議会】

本計画は、市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に実施するためのものであり、策定にあたり、市スポーツ推進審議会へ諮問を行いました。

計画案は全3回の審議会で審議され、答申書とともに宮川会長より教育委員会に提出されました。

(1) 経緯

	内容
第1回 (令和4年5月27日)	・教育委員会より諮問 ・野々市市スポーツ推進計画の策定について
第2回 (令和4年7月27日)	・野々市市スポーツ推進計画(案)について
第3回 (令和4年9月20日)	・野々市市スポーツ推進計画(案)について ・教育委員会への答申

(2) 名簿

職	氏名	備考
会長	宮川 渉	野々市市体育協会会長
副会長	牧口 茂子	野々市市エアロビック連盟理事長
委員	濱田 利幸	元小学校校長
〃	坂尻 悦子	市スポーツクラブ
〃	肥田 千春	市社会福祉協議会専務理事



野々市市スポーツ推進審議会
会 長 宮 川 渉 様

野々市市教育委員会
教育長 大久保 邦 彦

野々市市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

「野々市市スポーツ推進計画」の策定にあたり、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条及び野々市市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年4月1日条例第4号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

野々市市スポーツ推進計画の策定に関する審議

2 諮問理由

平成23（2011）年に国が制定した「スポーツ基本法」では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは青少年の健全育成や地域社会の再生、長寿社会の実現、心身の健康の保持増進など、多面にわたる役割を担うとされています。

また、スポーツ基本法の理念を実現するため、国はスポーツ基本計画を策定し、具体的な施策を示しております。

本市では、これまで野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）のスポーツに関する部分を本市のスポーツ推進計画と位置づけ、スポーツ推進施策を展開してきました。

今後は、既存の体育施設や新設する体育施設を最大限に有効活用し、すべての市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組むことができる環境の構築をめざす必要があります。

本市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に実施するため、具体的な実行計画として「野々市市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、計画に関する全般について、ご意見をいただきたく、貴審議会に諮問します。

令和4年9月20日

野々市市教育委員会
教育長 大久保 邦彦 様

野々市市スポーツ推進審議会
会長 宮川 渉

野々市市スポーツ推進計画の策定について（答申）

令和4年5月27日付ス第42号により諮問のありました野々市市スポーツ推進計画の策定について、全3回の審議会において慎重に協議しましたので、下記のとおり答申します。

記

- 1 野々市市スポーツ推進計画については、本市のスポーツ施策をより一層総合的かつ計画的に実施するための有効な実行計画として、計画（案）のとおり定め、確実にスポーツ施策を推進されますようお願いいたします。
- 2 若年層から高齢者まで、年齢、性別、障害の有無に関わらず、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに取り組むことのできる環境を構築し、「誰もが気軽にスポーツに親しみ、充実したスポーツ活動ができるまち」をめざされるようお願いいたします。
- 3 この計画の実施にあたっては、関係団体とのさらなる連携を図るとともに、常に事業の内容、施設の活用法等の向上をめざし、より適切なスポーツ事業を展開されるようお願いいたします。
- 4 野々市市スポーツ推進計画に沿った総合的かつ効果的な事業を実施し、着実に計画を推進するため、進捗状況の評価等を行い、適正な進行管理をお願いいたします。

野々市市スポーツ推進計画

発行：野々市市教育委員会（スポーツ振興課）

〒921-8831 石川県野々市市下林三丁目 97 番地

TEL (076) 248-1442 FAX (076) 248-1254

Eメール sports@city.nonoichi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.nonoichi.lg.jp>